

令和元年 6 月議会

議案説明資料

1 議案第 7 号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例案 1 頁

2 議案第 15 号

福岡市科学館条例の一部を改正する条例案 8 頁

3 議案第 25 号

留守家庭子ども会室用建物の取得について 10 頁

こども未来局

議案第7号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童指導員の資格要件を拡大する等の必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児院の職員等の資格要件を明確化するとともに資格要件を拡大する。
- (2) その他、必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

公布日より施行

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
第1条～第11条 (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止)	第1条～第11条 (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止)
第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
第13条～第26条 (略) (職員)	第13条～第26条 (略) (職員)
第27条 (略)	第27条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学の学部で_____、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 (略)

第28条～第35条 (略)

(職員)

第36条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で_____、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4～6 (略)

第37条 (略)

(母子支援員の資格)

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方厚生局長又は地方厚生支局長
(以下「地方厚生局長等」という。)の
指定する児童福祉施設の職員を養成する
学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(5) (略)

第39条～第51条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5～7 (略)

第28条～第35条 (略)

(職員)

第36条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4～6 (略)

第37条 (略)

(母子支援員の資格)

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事
_____の
指定する児童福祉施設の職員を養成する
学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(5) (略)

第39条～第51条 (略)

(職員)

第52条 (略)

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(4) (略)

(5) 学校教育法の規定により、
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(6) (略)

ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

イ～エ (略)

第53条～第55条 (略)

(職員)

第56条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する

(職員)

第52条 (略)

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(4) (略)

(5) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

(6) (略)

ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

イ～エ (略)

第53条～第55条 (略)

(職員)

第56条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると

と認められる者でなければならない。

5～7 (略)

第57条 (略)

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(3) (略)

(4) 学校教育法の規定による大学の学部

で _____, 社会福祉学, 心理学, 教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5) 学校教育法の規定による大学の学部で, 社会福祉学, 心理学, 教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより, 同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

(6)～(8) (略)

(9) 学校教育法の規定により _____, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって, 市長が適当と認めたもの

(10) (略)

第59条～第65条 (略)

(職員)

第66条 (略)

2～14 (略)

認められる者でなければならない。

5～7 (略)

第57条 (略)

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事 の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2)～(3) (略)

(4) 学校教育法の規定による大学 (短期大学を除く。次号において同じ。) において, 社会福祉学, 心理学, 教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5) 学校教育法の規定による大学 において, 社会福祉学, 心理学, 教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより, 同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

(6)～(8) (略)

(9) 教育職員免許法に規定する幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって, 市長が適当と認めたもの

(10) (略)

第59条～第65条 (略)

(職員)

第66条 (略)

2～14 (略)

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で

、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第67条～第89条 (略)

(職員)

第90条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4～6 (略)

第91条～第97条 (略)

(職員)

第98条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において

、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第67条～第89条 (略)

(職員)

第90条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4～6 (略)

第91条～第97条 (略)

(職員)

第98条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による

な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

5・6 (略)

第99条 (略)

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(4) 学校教育法の規定による大学の学部

で _____, 社会福祉学, 心理学, 教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で, 社会福祉学, 心理学, 教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより, 同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって, 1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(5)～(7) (略)

(8) 学校教育法の規定により, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校又は中

大学において, 心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより, 同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって, 個人及び集団心理療法の技術を有し, かつ, 心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

5・6 (略)

第99条 (略)

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(4) 学校教育法の規定による大学 (短期大学を除く。以下この号において同じ。)

において, 社会福祉学, 心理学, 教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において, 社会福祉学, 心理学, 教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより, 同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって, 1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(5)～(7) (略)

(8) 教育職員免許法に規定する小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校又は中

等教育学校の教諭となる資格を有する
者であって、1年以上児童自立支援事業
に従事したもの又は2年以上教員とし
てその職務に従事したもの
第101条～第110条 (略)

等教育学校の教諭の免許状を有する
者であって、1年以上児童自立支援事業
に従事したもの又は2年以上教員とし
てその職務に従事したもの
第101条～第110条 (略)

議案第15号

福岡市科学館条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、福岡市科学館の利用料金の上限額を改める等の必要があるによる。

2 改正内容

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、福岡市科学館の利用料金の上限額を改定する。

3 施行期日

令和元年10月1日

福岡市科学館条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
(設置) 第1条 子どもたちを始め市民が科学を体験し、楽しむことを通じて、自由かつ自発的に学習することを支援するとともに、福岡の人及び資源と連携し、福岡の将来を担う人材を育成することにより、市民の文化教養の向上に寄与するため、福岡市科学館(第2条第4号を除き、以下「科学館」という。)を福岡市中央区六本松四丁目に設置する。 第2条～第20条 (略) 別表第1 1 基本展示室	(設置) 第1条 子どもたちを始め市民が科学を体験し、楽しむことを通じて、自由かつ自発的に学習することを支援するとともに、福岡の人及び資源と連携し、福岡の将来を担う人材を育成することにより、市民の文化教養の向上に寄与するため、福岡市科学館(次条第4号を除き、以下「科学館」という。)を福岡市中央区六本松四丁目に設置する。 第2条～第20条 (略) 別表第1 1 基本展示室

区分	金額	
	個人	30人以上の団体
大人	円 <u>500</u>	円 <u>450</u>
高校生	<u>300</u>	<u>270</u>
小人	200	180

2 ドームシアター

区分	金額	
	個人	30人以上の団体
大人	円 <u>500</u>	円 <u>450</u>
高校生	<u>300</u>	<u>270</u>
小人	200	180

別表第2

1 ドームシアター

区分	単位	金額
ドームシアター	1時間につき	<u>5,500円</u>

2 企画展示室

区分	単位	金額
企画展示室	1日につき	<u>21,000円</u>

3 サイエンスホール

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで
	サイエンス ホール	<u>3,300円</u>
	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで
	<u>16,300円</u>	<u>16,300円</u>
	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
	<u>29,400円</u>	<u>32,500円</u>

区分	金額	
	個人	30人以上の団体
大人	円 <u>510</u>	円 <u>460</u>
高校生	<u>310</u>	<u>280</u>
小人	200	180

2 ドームシアター

区分	金額	
	個人	30人以上の団体
大人	円 <u>510</u>	円 <u>460</u>
高校生	<u>310</u>	<u>280</u>
小人	200	180

別表第2

1 ドームシアター

区分	単位	金額
ドームシアター	1時間につき	<u>5,600円</u>

2 企画展示室

区分	単位	金額
企画展示室	1日につき	<u>21,400円</u>

3 サイエンスホール

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで
	サイエンス ホール	<u>3,400円</u>
	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで
	<u>16,600円</u>	<u>16,600円</u>
	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
	<u>29,900円</u>	<u>33,100円</u>

議案第25号

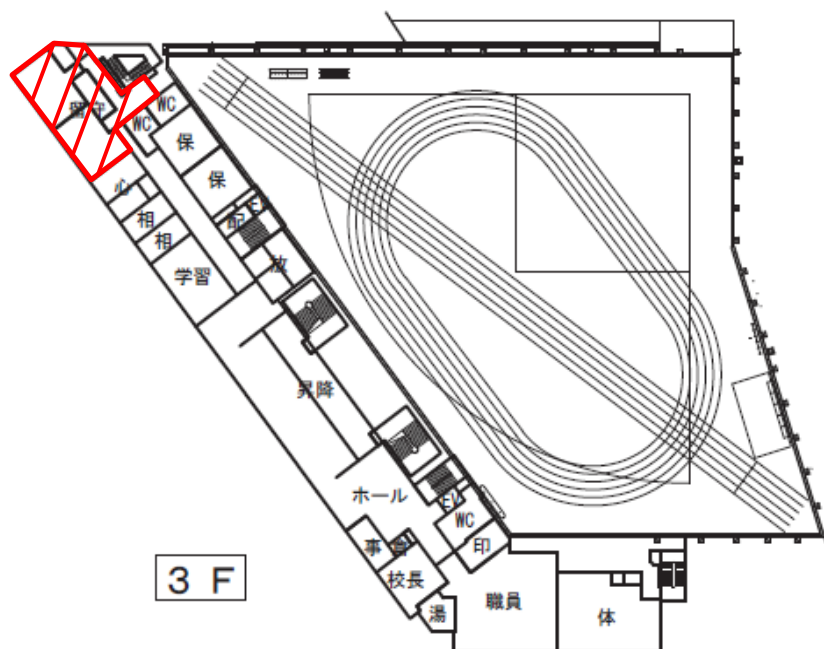
留守家庭子ども会室用建物の取得について

議案番号	第25号
名称	留守家庭子ども会室用建物の取得について
理由	本件建物は、住吉小留守家庭子ども会室用として取得するものであるが、その予定価格が6,000万円以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。
施設名	住吉小留守家庭子ども会室
建設年度	平成25年度・平成26年度
所在地	福岡市博多区美野島三丁目22番7号
取得する建物	留守家庭子ども会室 (鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建の建物の3階部分の一部)
全体の面積	281.41㎡
今回取得面積	281.41㎡
留守家庭子ども会 買入価額	63,527,344円 (建物購入費62,844,238円, 利子683,106円)
取得の相手方	福岡市中央区長浜三丁目11番3号 公益財団法人 福岡市施設整備公社


注) 最終的な支払額は、上記買入価額に令和元年5月23日から支払完了日までの間において、

公益財団法人福岡市施設整備公社が支払う利子相当額を加算した額となる。

住吉小学校・住吉中学校 (留守家庭子ども会室)



3階平面図

 : 今回取得部分